

公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会評議員、理事及び監事の
報酬等並びに役員退任慰労金等支給規程

(目的)

第1条 公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会の評議員、理事及び監事の報酬等並びに役員退任慰労金の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬等の額等)

第2条 役員等の報酬等は、年額又は月額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。

2 前項の報酬等は、次の区分により支給する。

- (1) 年額をもって定めるものは、上半期、下半期に区分して支給する。
- (2) 月額をもって定めるものは、選任の月から任期満了、辞任、解任又は死亡による離任の月まで毎月支給する。

(報酬等の支払方法)

第3条 報酬等は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、報酬は、役員等の申し出により、口座振替の方法によりこれを支払うことができる。

(慰労金等の支給の範囲)

第4条 当法人役員等が任期満了または辞任によって退任したとき、並びに在任中に死亡したときは、在任中の功労に報いるため慰労金等を支給する。

- 2 召集のあった会議に全く出席しなかった場合又は極端に出席が少ない場合は、理事長の判断で対象としないものとする。

(慰労金等の額)

第5条 前条に定める慰労金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 理事 在任期間1年間につき 12,000円
- (2) 監事、評議員 在任期間1年間につき 6,500円

- 2 前項のほか慰労金に代えて物品等を支給することができる。この場合は、公職にあるものとし、人事異動等に伴う退任時とする。

(在任期間の計算)

第6条 在任期間は、役職ごとに計算し、6ヶ月未満は切捨て、6ヶ月以上は1年に繰り上げるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表(第2条関係)

区 分		総額(年度額)	報酬の額	
理 事	代表理事	1, 620, 000円	月額	135, 000円
	業務執行理事	60, 000円	年額	— 円
評議員	会長	60, 000円	年額	— 円
	副会長	15, 000円	年額	— 円
監 事		15, 000円	年額	日額報酬は 内規に定める額
相談役(非常勤)		60, 000円	年額	常勤はその限りにあらず

附 則

この規程は、公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27年4月1日改正、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成 31年4月1日改正、同日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3年4月1日改正、同日在任中の役員等に適用する。

附 則

この規程は、令和 6年1月1日改正、同日在任中の役員等に適用する。

公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会評議員、理事及び監事の報酬並びに役員退任慰労金等支給規程に関する内規

(第8条関係)

第1条 理事には、公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会定款第13条第2項の規定を準用する。

この場合には同条の規定中「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

2 代表理事及び業務執行理事については、予算の範囲内で下記の手当等を支給することができるものとし、その額は次のとおりとする。

区 分	総額(年度額)	年末等手当
代表理事	300,000円以内	年額 300,000円以内
業務執行理事	60,000円以内	年額 60,000円以内

3 役員等がこの法人の業務のため出張したときは、職員の旅費規程により旅費を支給する。

4 次に掲げる役員等が業務等に従事したときは、次の金額を日数に応じてその都度費用弁償等を支給する。

(1) 理事・評議員 日額 2,000円

(2) 監事・顧問・相談役 日額 3,000円

(3) 役員等選定委員会委員 日額 5,000円

5 本法人の代表理事及び業務執行理事に対し支給規程第5条第1項に基づき支給する慰労金の額は、同条規定に関わらず、予算の範囲内で下記の金額を支給できるものとする。

(1) 代表理事 在任期間 1年間について 25,000円

(2) 業務執行理事 在任期間 1年間について 15,000円

附則

この内規は、公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この内規は、平成27年4月1日改正、同日より施行する。

附則

この内規は、平成29年2月1日改正、同日より施行する。

附則

この内規は、令和元年5月1日改正、同日在任中の役員等に適用する。

附則

この内規は、令和3年4月1日改正、同日在任中の役員等に適用する。

附則

この内規は、令和3年5月1日改正、同日在任中の役員等に適用する。